

第二十二回国会 参議院内閣委員会 會議録 第九号

昭和三十年六月四日(土曜日)午前十時三十四分開会

委員の異動

六月三日委員豊田雅孝君辭任につき、その補欠として上林忠次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君  
理事 植竹 春彦君  
木下 源吾君  
松原 一彦君

委員

井上 知治君  
上林 忠次君  
野本 品吉君  
加瀬 完君  
千葉 信君  
田畑 金光君  
松浦 清一君  
堀 眞琴君  
政府委員 總理府恩給局長 三橋 則雄君  
事務局 常任委員 杉田正三郎君  
会専門員 川島 孝彦君  
常任委員 熊登御堂定君  
会専門員

本日の會議に付した案件  
○國家公務員制度及び恩給に関する調査の件  
(恩給局臨時職員給与及び制度に関する件)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。  
國家公務員制度及び恩給に関する調査を議題といたします。

本日は、總理府恩給局の臨時職員の問題に関する問題について事情を聴取したいと思ひます。

○田畑金光君 先般來、總理府恩給局職員組合と当局との間に給与、身分保障、休日休暇等の勤務条件、あるいは補給活動等について、五月七日以降再交渉が行われた、前後八回に及ぶ団体交渉が行われたにもかかわらず、今日なお解決の曙光を見出すことができないで、その間警察権の介入等もあったと聞いておるわけでありませう。恩給業務の停滯は一日もゆるがせのできないようなときに、こういう事態が発生し、また今なお継続しておるということはまことに遺憾であると考えております。この紛議の状態については、おそらく各員とも十分経過内容等について御存じでないと思ひますから、この機会に恩給局長より、この紛議の経過と交渉の内容あるいは今後の見通し等について、まず御説明を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 田畑委員からお話がありました点につきまして私から御説明申し上げ、かつ今後のことにつきまして、私たちの考えておることの一端につきまして申し上げたいと思ひます。非常にこまごましくなりますが、一応大略をつかみまして申し上げて、さらに御質問に應じまして、

て、私と一緒に同行いたして来ております直接組合側との折衝の任に當つております。事務課長からも、御質問に應じてお答えすることにしたと思ひます。

今回の、今、田畑委員の仰せられましたような紛議の起りました元は、これを要するに、四月二十九日と五月三日と五月五日の祝日を有給にして給料を支給せよ、こういう要求が直接原因になつて来ておるのであります。で、これを中心としたしまして私は御説明申し上げたいと思ひます。五月十二日に、五月十一日付でもって要求書が私に出されました。その要求書はいろいろ要求書かと申しますと、交渉申し入れの要求書でございます。これは執行委員長の高田松男君から私あてに對しまして、

左記事項につき交渉いたしたく早急に應ぜられたい

記

一、有給休暇について  
四月二十九日 天皇誕生日  
五月三日 憲法発布記念日  
五月五日 子供の日

以上三日間を有給とされた。こゝに提出されたのであります。この要求を受けました事務課長は、当日約一時間二十分にわたつて、組合の代表の諸君と話しをいたしたのでございませう。ところで御承知のごとく、この非常勤職員に對しましては、こゝに祝日につきましては有給にしてはならな

い、こゝに人人事院の規則が出ておるのでございませう。これは人事院規則の十五の四でございませう。従いまういふ有給の取り扱いをいたしてございませう。従つてこの要望に對しましては、当局からは、法令違反になることであるからして、これに應ずるわけには行かない。また交渉の事項は法令内

のことについての話し合いはこれはできるけれども、法令で許された範囲外のことについての話し合いをするといふことは局長としては許されないのであるといふ趣旨のことを、るる事務課長から説明いたしまして、その要望に應じたい旨を答えたのであります。しかるに、なかなか承諾をいたしませんでした。それで結局その日は物別れになつたのでございませう。重ねて翌十三日に事務課長に對しまして面接がありましたが、やはり局の方としてしましては、今申し上げましたような態度をもつて進んでおつて、結局これも物別れになりました。それからまた十四日に至りまして、十四日に官公労の諸君が事務課長のところへ参りまして、何とかならないものかといふことの面接もございませう。ある説明をいたしまして、その困難なことを申し述べたのでございませう。十六日に官公労の諸君、十名内外の諸君が私に面接をされました。そして重ねて組合側の要望されていることを要望されましたので、私は官公労の諸君の中に立つての労は多しと申すけれども、しかし即

座に應ずるといふことは困難なることと考へまして、回答は留保いたしましたのでございませう。翌十七日には私みずから組合の諸君と会いまして、そして私はるる説明いたしたのでございませう。話は少し前後いたしました。今申し上げますと、十二日から私が会いするまでの間におきまして、組合側の諸君は、法令に違反するやうなことであるならば、何とかして法令に違反しないという形式をとつて金を出してもらえないか、こゝにやうな要望があつたのでございませう。その一つといたしましては、実際に働かないのであるけれども、超勤という形で出してもらえないだろうか、こゝにやうな要望が事務課長にされたのでございませう。事務課長はこれに對しましては、実際に働かないのに三日間働いたという措置をするといふことは困難である。また祝日にすべてをこゝにやうな措置をするにせざるを得ない、今後またあるいは祭日に、祝日に全部をこゝにやうな措置をしなればならぬ、また年末年始の際におきまして、またやうな措置をまたしなればいけなくなる。そして今申し上げるべきところの予算的措置も考へなければならぬ。かりに今申し上げるやうなことが、法令、行政上の措置で許されるといたしまして、そ

ういふやうな問題が起つてくるのでありまして、ましてや人事院の規則におきましては有給にはしない、こゝにやうになつては以上におきましては、

主務責任の課長といたしまして、これに應じたい、こういうような態度をとらざるを得ない、こういうことでいろいろと話をしてきたようでありまして、私が十七日に会いましたのでございますが、その会いましたときには、十二時の十五分からは決起大会を職員組合は局の構内において開かれました。その開くに当りまして、私にその書面を出して来たのであります。それは十六日付でございます、その文書を読みますと、という、昭和三十年五月十七日、午後十二時十五分より一時まで、庁舎構内広場において、四月二十九日、五月三日、五日の有給獲得決起大会を開催する。右通知する。という書面を私に出して参ったのであります。私は局の構内につきましては、私が管理権を持つておるのでありますからして、通知ではなくして私の許可を受くべきものではなからうか、こういうことか、という、再三今までも、それまでもございまして、このときも、この課長はもろのことでございまして、課長からもその他の者からして、構内の使用許可の方にしてもらいたい、というふうなことに説得して参ったのでございます。しかし職員組合の方は、これは通知するという書面を出して参りました。私はこれは通知と書いてあるけれども、これは許可の申請、こういうことにとつて、角が立たないように取り計らう方がよろう、こういうふうに思ひまして、実はこれは許したのであります、しかしながら、この要求そのものが、先ほどから申し上げますが、ごとくに、法令上禁止せ

られておることであるからして、こういう要求を掲げて大会をするということは私は好ましいことではない、という、このことを主務課長、また私のところの次長にも話をし、る組合の方にも説明をしたのであります。しかしながら納得をしてくれなかつたのでございまして、そういうことで結局十七日には決起大会を開き、しかも決起大会のあと、庁舎の私の部屋の前に皆集まりまして、いわゆる示威的な行動をいたしまして、それから後に私との面会をいたしたのであります。私との面接に當つていろいろ話し合ひをはたしました際には、私はこの要望に應じたい旨をる説明いたしました。が、なかなか聞き入れない。それはほかの役所でもいろいろな名目でもって出している例があるからして、局の方においても出してくれないか、というふうな要望でございます。しかしながら、どうしてもそれについては局といたしましては法令に示されていることであるからして應じたい、という、今までも法令を守つてきた通りに今後守るということが一つと、それからまたそういうことを前提として予算的な措置もいたしていいのでございまして、これは非常に心苦しい、俗な言葉で言いますと、いわゆる職員の人員整理というところもあるいは起つてくるかも知れない、というところを考へまして、私は極力その要望に應じたい旨を説明いたしたのでございまして、その際にもまたほかの問題も出て参りましたが、ほかの要望事項も出て参つたのでございまして、その際に私は総務課長、次長にこの問題の話し合ひをして

もらふことにいたしました、私の仕事のために外出いたしました。そして翌十八日には組合の職員も納得いたしました、私にかりまして八巻次長と総務課長が会うことになつておつたのでございまして、時たま八巻次長は次官會議に、恩給法の法令につきまして説明をせざるを得なくなりました、その時間とかち合ひすることに相なつて参りましたので、八巻次長は次官會議のためにこの組合との話し合ひには出られない、という趣旨のことを話をいたしました。納得をしてもらひまして、総務課長がかりまして組合の諸君と会つたのでございまして。組合側の諸君は依然として今申し上げる通りに有給の点、四月二十九日、五月三日、五月五日を有給にしてもらいたいというふうないろいろなことを言つて要望したのでございまして、結局翌日十九日に私は役所におきまして、前日、次長が会うということになつておつて、次官會議の事情とは言いながら、会えなかつたというのを聞きまして、側の方に早く話をして、きのう総務課長との話がうまく行かなかつたさうであるが、自分が会つて重ねて話をすると、こういう態度でもつて組合側と話をしてもいい、という、こういうことを私は午前中に指図したのであります。十九日の朝に……総務課長と次長は……、失礼いたしました二十日。今の問題は期日を間違えました。大へん失礼いたしました、ちよつとあと先になりましたが、日にちを間違へました。十七日に私に会ひまして、それから十八日になお私に面接を強要して来

て、そして十八日に今度会う話をし、そして総務課長と次長に今度は会ひように話をし、そして今のうちに十九日に次官會議の関係で次長が出られないで総務課長に会ひました。そして二十日の日に、私は今申しましたように次長に話をしました結果、午前中に次長と組合側の代表の諸君と会つたのであります。そして前日の、すなわち十九日に出られなかつたという、そういうようなことを話しました。それと同時に、局側の意向をいろいろと説明いたしたのであります。しかるに、そういたしましたところが、結局納得をされないので物別れになりました。午後三時に次長は外出せんとして出かけようとして階段を下りかかつたのであります、その際にその近所におつた組合側の諸君が、次長どこに行かれますかと云つて、ちよつと待つて下さい、話を今からしたい、というふうなことから、結局次長にもう一ぺん話をしたい、というふうなことになる、大体私の報告を聞いておるところでは、三時ごろでございまして、三時ごろから次長を結局部屋に押し込んで、次長は部屋に入つて、そして面接をして話に應じてもらいたいという強硬な要求を受けたのでございまして。それと同時に組合側の諸君は、俗な言葉で言いますと、大へんこういう席でございまして、何を申し上げるのは恐縮でございますが、いわゆる何と云いますか、実行行使と言いますか、たくさんな者たちを集めて参りまして、次長の部屋の前に一ぱいに固まつて、そしてわいわい騒いで、そして次長をええ、交渉しろ、そしてわれわれの要求を貫徹

しろ、というふうな騒ぎを起して参つたのであります。そこでたまたま次長ははかに総務課長もおりまして、次長と総務課長は、こういうことでは話し合ひができないからして、正常な状態にして、すなわち職員は職場にみんな復歸をして、そして円満に話を進めるようになつて参ることにしたらう、というふうな話をする、こういう話を持つて行つたのであります、なかなか話がまとまらないで、こういう部屋の周囲を包圍する、という包圍の態勢を解かなかつたのでございまして。そして結局いろいろ話し合ひを、すなわち解く、解かないというふうな、すなわちいわゆる実力の行使というふうなことをするしないで、もつれにもつて、それからまた要求を重ねて要求をして、結局当局はこれに対していろいろな圧力下におけるところの要望には應ずるわけには行かない、という、このことを押し問答しながら、夜七時になり、八時になり、そして九時に至つたのでございまして。結局組合側の諸君は、この局の総務課長や次長その他の諸君を一切外出をさせない、そして閉じ込めてしまふ。という非常の措置をとつてしまひましたので、仕方なく翌日の仕事のことも考へまして、そして交渉には應じない、歸りたい、という、このことを言うにかかわらず、なお依然として包圍、面接の強要を改めませんので、やむを得ず警察の保護願ひをいたしまして、次長、総務課長は役所を歸つたような次第でございまして。翌二十一日には官房副長官のところへ、この組合側の諸君と総務課長、次長が会ひまして、そのほか社会党の議員の方もおられ、立ち会

われたらでございますが、話し合いました。その際に官房副長官は、普通の正常な態やかな形において交渉を進めるように勧められました。それでございす。それで、それが終りまして、今度は二十三日の日にまた私の面接の話を突然に出て参りましたが、そのときもいささかごたがございまして、結局二十四日の日に私は会いました。また二十六日に会いました。三十日に私は会いました。しかし先ほど申し上げます。が、その態度は変わらぬものでございまして、変らぬことを説諭して、こんこんと納得の行くように私は説諭して終ったのであります。が、しかし、組合側の諸君はなかなか容易に了承してくれません。そして三十日の日にまたまた私大臣に呼ばれておりました関係もあり、それからまた組合側の諸君は、局長は多忙であるから、局長でなくてもよろしい、全権を総務課長、次長に一任されればけっこうだということでございます。したので、次長、総務課長に全権を委任いたしました。私は三十日も二時間ほど話をいたしました。そのあとはその席を立ったのでございす。そのあとにおきましていろいろと折衝に折衝をされたのでございす。その際の話は、いわゆる二十九日、三十日、それから五月三日の話のみならず、俗にいわれる局の方でも言っておりまして、組合の諸君も言っておりまして十五日の線の撤廃という問題がございす。その十五日の撤廃の問題も、私の話し合いの結果、撤回いたしました。その一部を解決いたしましたのであります。で、そのほかには今度は今のゴールデン・ウィークの有給休暇の点についてどうし

ても話がまとまらない。そうしてまとまらない結果、三十日の午後、夜の十時半過ぎになりました。大体きょうはこれでやめよう。明日、すなわち三十一日の午後一時から再び会議を持とう、こういうわけで、両方の、局側と組合側の者は別れたのでございす。ところが、別れてすぐに組合側の諸君は前音を取り消しをして、午前十時から会議を開いてもらいたい、こういう要望を出してきたのであります。全権を委任しておりました次長と総務課長に出してきたのであります。実際の問題をいたしまして、十時過ぎまで、会議を続行いたしました。そして翌日の十時にすぐ会議を持つにつぎましては、いろいろな局課内における事務の都合からいたしまして、主務課長たる総務課長といたしまして、なかなか困難な事情もあるものでございまして、その点は午後一時というふうに一応取りきめをいたします。るる説明をして了解を求めたのでございす。それが何かの都合によりまして、組合側の方はまた前音取り消しをいたしました。十時というところを言ってきたのであります。そればかりでなく、今度は新しい交渉委員を設けて、そうして全部交渉には新交渉団によって交渉をする、こういうことを三十日の夜の十一時に申し出て参ったのであります。そこで私の全権を委任いたしました。おきかた八巻次長も、総務課長も、せっかく両方の代表者の間において話をきめて、そして翌日の午後一時から会議を持とう、こう言っておるにかかわらず、すぐそれをひっくり返してしまし、その上にまた今度は新交渉団においてあらためて交渉するのだから全部

御破算にしてしまえ、こういうような話であつては、なかなか話を進めるといふことも困難ではなからうか、こういうようなことからいたしまして、夜もおそいことでもございす。からして、きょうは一切組合側からの要望には応じられない、翌日また改めて、こういふようなことにいたしました。話を打ち切ったのでございす。しかるに組合側の諸君はどうしてもきかない。で、そのときは十一時過ぎる時刻になつて参りましたので、そこで次長、総務課長は、何とかしてきょうは帰してもらいたい、このまま別れるようにしてもらいたい、こういうことを組合側の諸君に説諭したのであります。が、組合側の諸君は容易に帰さない。いわゆるビケを張ると申します。閉じ込めをするというふうなことで、結局十二時過ぎる、こういうふうな状態になつてきたのであります。そこで次長と総務課長は、夜の十二時過ぎにもなつてしまつて、ただ単に次長、総務課長だけでなくて、ほかの職員もおり、翌日の仕事のことも考えますと、どうしてもわれわれは帰らなければならぬ、こういうことからいたしまして、やむなくまた警察に保護を求めまして、そして次長、総務課長、その他の諸君も役所を出て帰つたような次第でございす。三十一日の日には当局の方から交渉するにつぎましては、何と申しまして平穩裏に話を進めることが必要でございす。組合側からいろいろの要望を聞くにいたしまして、平穩裏に話を聞くことが必要でございす。が、抑しかけとか、坐り込みとか、デモとか、交渉中はそういう

ようなことはしないで、そうして話し合いを進めるようにしよ、こういうことで当局から組合側の方に申し入れたのであります。そうしましたところ、組合側の諸君はこれに對して、書記長はちよつと待つてもらいたいというので、三十一日はそのままだが暮れてしまいました。一日の日は当局から今申し上げましたような、三十一日と同じような要望をいたしましたところ、組合の諸君は、組合側から要望しておる内容について一歩前進したところの回答をする、こういう前提でもって話をすることが一つ。それからもう一つは、抑しかけ、デモとか、坐り込みとか、そういうようなことについては、執行委員としては十分に努力はするけれども、責任を持つというところは困難であると、こういうふうな話があつたのでございす。そこでこの交渉に當つておりました者は、内容にわたつてあらかじめ約束をするというところは困難であると、こういうこと、それからまた何ともしも静粛に交渉を進めるようにしてもらいたいというのを申しまして、二日の日は暮れたのであります。それから昨日の日は午前ですか、組合の代表の方から電話でもつて、交渉のルールにつきましては当局から示したので大体いいと思ひますが、一応話ししよというので、これは内輪の話ですが、話を進めるような段取りになりました。そして話を進めるために集まりまして、結局実行使と申しますか、抑しかけ、デモと申しますか、そういうようなことについては、われわれは責任を持てないというふうなことで、昨日も暮れてしまつたような次第でござ

います。実は私もこの問題が起りました。三十一日と、一日とすぐ役所に出かけて行つて、みづからこの中に入る、このような気持は私に持つております。また総務課長、次長ももちろん持つておるわけでございますが、しかしいろいろなことを相談いたしました結果といたしましては、諸般の情勢から考へまして、非常に私のところの職員は若い職員が多く、非常に何と云ひませんが、興奮したような感じがしないでもない。従つてこの興奮したところ、すぐに激昂すると言ひます。か、そういうふうな状況でありますので、それを何とかして、俗な一般の言葉で言ひますと冷却させる。冷却の期間をおきつつ穏やかに持つて行く方がよいのではないかと云ひます。これを考えた結果、私は三十一日と一日と二日の日は、官房副長官や大久保國務大臣の命によりまして、この仕事を主にいたしました。役所に行けばまた閉じ込められてごちゃごちゃになるといふことを予想いたしました。結局私は役所に行かないで、もつぱら国会方面、あるいはまた一般の私がやらなければならぬ、今申しましたような仕事をしておりました。昨日は私みずからも話に應ずるような態度をとつておるような次第でございす。

今後の見通しとしてどうするか、こういうふうなお尋ねでございす。私は今申し上げるようなことが直接の原因でありまして、有給休暇の問題につきましては、私は法規に命ぜられましたところは、どうしても法規通りにやらなければいけないのではないかと、法規通り守らなければならぬのではないかと、こういうふうな考えを持つており

ます。私も非常な苦しい思いであります。がしかしながら、法規に命ぜられておるところは、私はその法規を守る責任を持たされておる立場におきまして、何とかして組合の諸君にも法規を守るように了解を求めるためにあらゆる努力を傾注して行きたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○野本品吉君 議事進行について。それからメモをされておる方はどういふ方だか、一応確めてもらいたい。この委員会の従来の慣例から言いますと、委員会においてメモすることは許されておらないので、どういふ方だか、それを確めてもらいたい。

○委員長(新谷寅三郎君) これは田畑君の御紹介がございまして、恩給局の職員二名が傍聴したいということで許可した人だと思ひます。

○野本品吉君 この委員会では慣例通りに取り扱われますことが将来いいのではないかと思ひます。あるいは傍聴人がそれを御存じないでやりになつておることだと思ひます。別にとがめるわけではございませんが、将来そういう慣例ができると思ひます。その中で、一応委員長より御注意願ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 傍聴者の高田君に御注意願ひます。今、野本委員の発言のような慣例がありますので、その点御注意願ひます。

○田畑金光君 恩給局長から今までの折衝の経過について詳細な報告がなされたわけでありまして、日時や交渉の取り上げられた内容等については、今御報告の通りだと思ひますが、ただ労使の問題あるいは当局と職員組合との話し合いということは、これは相關関

係にありますので、さらに機微な点等については、職員組合の説明も求めなければ公正な判断を下すことは困難かと、こう思ふわけであります。ただし、そのようなことはまずさておくとしたしまして、ただいままでの恩給局長の御報告に對しまして、私一、二また質問を申し上げたいことがございまして。すでに当局としても御承知かと思ひますが、本年の二月二十六日に總理府恩給局職員組合執行委員長津村忠彦の名におきまして、国家公務員法第八十六条に基き次の行政措置を求めるといふことで、人事院總裁の淺井清あてに十項目にわたる問題が提起されておるわけであります。これはおそれる判定が下されるまでは、相当の期間を要すると思ひますが、ただその中で恩給局における当局の職員組合に対する態度、あるいはまたこの非常勤職員に対する取扱い、こういうような問題が、どうも妥当を欠いておるやうな印象を受けるわけであります。たとえば第九項を見ますと、不当解雇という欄におきましては、現在行なつておる解雇処分は、何らの理由を明示されないで行われておる。たとえば医師の診断書を提出しても、病氣欠勤引き続き十五日以上欠勤した場合において、局議の決定といふ名のもとで解雇をされておる、しかも解雇のやり方も、本人を呼び出し課長から本日限りで解雇するといふ、こういう簡単な通知書でもって解雇が行われておるといふ、こういうやうな措置、あるいは第十項によりまして、組合弾圧の欄の中に、職員組合活動の自由を認めないといふ、こういうのがありまして、その理由を讀んでみますと、人事院に登

録されている職員団体であるにかかわらず局長は組合の存在を認めず交渉を申し入れてもいたらずに期間の延長をはかり、交渉に應ぜず次長、課長の職階の確立すら、不明確で總務課長に交渉しても何ら反応なく当局の独裁ぶりがはなはだしく云々、こういうやうな内容で組合弾圧に対する人事院当局の正当な裁断を仰いでおるわけでありまして。今までの報告を承りまして、当局も精一ぱい努力された形跡は一応認められますけれども、こういう長い折衝の過程において、今言つたやうな考え方のもとに臨まれようとするならば、これは問題を解決するのではなくして、むしろ問題をいよいよ紛糾させ拡大させる結果に陥るのじやないか、こう見ておるわけでありまして。職員組合といふものは、国家公務員法九十八条二項、あるいは百一条第三項、人事院規則十四の一によつて明確にその活動の自由が保障されておるわけでありまして、今当局は職員組合についてどういふ考え方でおられるのか、組合の指摘しておる組合弾圧にわたるやうな気持はお持ちでないかどうか、もちろん持つていないとおっしゃりましようが、どうも今までの報告を承つておきまして、警察官が二十日の夜、三十日の夜、二度も介入したといふこの事實は、おそらく当局の態度の中に組合側から納得のいかん一方的な態度と措置があつたから、こういう結果を招いておると考えておるのであります。こういふ点についてどうお考えになつておられるのか再再交渉をもたれたといふお話でありまして、一体その交渉時間を承りますかと、三十分とか一時間、こういう区

切つた交渉時間を頭から組合に求められたやうであります。労使の話し合いといふものは、三十分や一時間で話がつくものではなく、当局と職員組合の話し合いも同様に、少くとも二時間、三時間という時間がかかることは――交渉でありますから、あまり熱が出て参りますと、相当長期にわたるといふことは慣例であります。先ほどのお話を聞いておきまして、そういうやうな点が一方的な態度で臨んでおられるように見受けるわけでありまして、これらの諸点について当局の御説明を求めます。

○政府委員(三橋則雄君) ただいまの田畑委員の御質問は、私が聞きそこなつた点はまた申し上げることとしたしまして、大体三つの点についてお答え申し上げます。

一つは、組合に対してどういふやうな考えを持つてゐるか、弾圧するやうな考えを持つてゐるかどうかといふことであります。それから当局は十五日とにかく休めば解雇するのは、一体ひどいじやないかといふやうな点、それからその次は交渉を申し入れたにかかわらず、この交渉には応じない、交渉の時間については、三十分、一時間くらいで打ち切つてゐるのではなからうか、こういうやうなことが、お話の点の中心であつたように思ひます。従つてこれらの点について申し上げます。組合が結成されてから今日までどれくらい私や次長や總務課長が組合の諸君と会つたか、こう申しますと、昨年の十一月の十八日にたしか組合が作られたのでございまして、今日まで私が直接会つた回数、たしか十三回であります。それからまた次長

が十一回、總務課長は二十八回お話をいたしております。それから交渉の時間についてでございますが、私は今田畑委員が申されたやうに、私はもちろん事情が許すならば、時間はできるだけ長い時間かけて話をしたいと思ひます。かつて私が組合ができましたときには、五時間かけて最初は話をいたしておりました。しかし私の仕事は、田畑委員も御承知のごとくに、ただ単に一つの限られた仕事ではなくて、いろいろな仕事を持っております。ですから、最近はいろいろな仕事の関係がございまして、心にもなく私が長時間にわたつて組合の諸君と話し合うということもできかねるのでございまして。従ひまして私が会つた時間は今まで――先ほど申し上げました回数であつて、取りきめた時間以上いつも延ばして、私の事情の許す限り聞いております。三十分で打ち切つてしまつたといふことはございせん。あるいは一時間になる、二時間になる場合もございまして。それから先ほど御説明申したごとくに、私のあとは次長、總務課長にやつてくれといふことで、やつてもらつておるやうな次第でございまして。私の至らなために、あるいは次長、總務課長が努力していろいろやつてくれるにもかかわらず、なお組合側の諸君の満足できない点があるかも知れません。が、その点は田畑委員の申されるごとくに、将来はとくと努めてそういうやうなことがないようにすることは当然であります。これは私たちとしては事情の許す限り田畑委員の言われるごとく、原則的にさうに持つていきたいと思つております。

それからその次に組合の弾圧の問題でございます。組合をどう考へていいのかという事でございます。これにつきましても、私は組合を弾圧するといふようなことは毛頭考へておりません。実は組合がございまして、そうして機関紙が発行されるときに、私は機関紙に何か書いてもいいという事を要望されたのであります。私は心よくそれを受けまして、私の組合に対する考えを書こう、こういうことで実は私の至らない知識を出しまして、一つの文章を書いたものであります。その書いたのはどういふことかといひますと、大へん長くなりましてから、あるいは若干記憶違いがあるかも知れませんが、要旨はこういうこととであります。恩給局は小田原の小さいところの官庁、いわば町工場のような所から東京に引越して来て大工場のようなことになったわけでありまして、そして急速に旧軍人恩給という大きな仕事を処理することになったのであります。従つて非常に職員に対して行き届かない点が少なくなつたといふことを局長は認めております。にもかかわらず、一般の職員の非常な寛容の精神と、それから恩給の事務の対象となつてゐる人たちは一体どういふ人たちであるか、遺族、傷病者、老齢軍人といふ、戦争による気の毒なる犠牲者の人々であるといふことを考えた結果として、非常な熱意をもつて仕事に携わつてゐられた。その結果といひまして、非常に仕事は進捗を見てゐる。そして世の中からは非常に早く恩給の処理をしてもらいたいという熾烈なる要望があるが、この大方の要望に大体十分とはいへないまでも、沿うようなふう

になつてきておる。これは一に恩給局の職員一般社会に奉仕するといふ考へ方、それから寛容な考へ方、こういうような点からきておるものである。のみならず、また恩給局の仕事といふものは、今申し上げますところの遺族とか傷病者とか、あるいは老齢軍人とかいふような、長い間放つて置かれた人たちに對するところの友愛といひますか、そういうような心持に発した職員の一致団結したところの考へ方に基いて事務が処理せられておるものであるから、事務能力が上つてきておるものと思ふなければならぬ。今回組合ができたところ、その組合が必ずやそういうような考へのもとに伸びていくものと思ふ。また私はそういうことを期待する。こういふことを申しました。それと同時に、私は公私の別と同時に組合の活動と、それから公けの職場としての活動を区別しながら、そしてただいま申し上げたような基本的な考へ方に基いて、一般国民大衆に好まれるような組合になつて行くことをぜひ希望する。そして折角できた組合であるから、りっぱになつてもらいたい。こういうことが、私が組合に寄せたところの文章であつたのであります。しかし、その文章は機関紙に載せられなかつたわけでありまして、私の組合に對する気持は、今申し上げたようなことと違ひました。私は決して組合を弾圧するといふような考へは持つておりません。

それからその次は、十五日でちよつと病氣をした場合においてやめさせるというようなことは不届きではないか、そういうことはいかんといふこととございまして、実は旧軍人関係の事務は、田畑委員も御承知のように、非常なたくさん事務でございまして。そういうような事務を、しかも短時間の間に処理してしまふといふような要望がありました。御承知の通り、国会からも盛んに要望されたのでございまして。それと申しますといふと、短期間の間に処理してしまふ、しかもその事務の処理に當る職員はふなれないわゆるアルバイトの職員等をたくさん使用する、こういうことになつてきます。といふと、すなわち比較的未経験な職員をたくさん使ふといふことになつて参ります。といふと、その次考へられることはどういふことかといひますと、事務運営の方法といひましては、業務をできるだけ細分いたしました。そして各職員の分担しますところの業務を簡易化する、そして何人かの事務が一緒にになりまして一つの案件が処理される、こういうような、いわば正確な言葉じゃないかわかりませんが、分業的な、流れ作業の方式によつて事務を処理するといふことにならざるを得なくなつてくるのであります。そうしますといふと、そういうような分業的な、流れ作業の方式をとつてきますと、その間において就業の当にならぬといひますか、就業常ならぬといひますか、そういうような職員とか、長期間休んでしまふといふような職員が出て参ります。と、簡単な仕事を数人でやつておるわけですから、しますといふと、仕事の流れが停滞してくる、こういうことになつてくるわけでありまして。その結果といひましては、局の一連の事務の進捗に非常な影響をしてくるという事は、いふまでもない事実になつてきます。

従つて当局といたしましては職員は常時働き得る者に働いてもらふようなふうになつなければならぬ、こういうことになつてくるのであります。当局でもつて出てくることの当分當てにできないといふような状態になつてきた職員に對しましては、やむなく當てにできる職員にかつてもらはざるを得なうな要望でなくて、まあゆつくりやつてもいいじゃないかといふような要望でございまして。これは別でございまして、片一方におきましては強い要望が盛んに出されるというところからを計画せざるを得なくなつてきた。そういうことが一つ、それからまた相當の期間休む職員の中にはいわゆるかけ持ちといひますか、かけ持ちの働きといひますか、そういうふうな、恩給局とはかゝるところとかけ持ちをして働くといふようなこともまま私たちが耳にするようなことも出て参つたのであります。そこで何とかして局といひましては一般の受給者の要望に沿ひ、また国会から要望されておるところの事務処理をはかる上におきましては、どうしても一定の官紀といふことも考へつつ事務の流れ作業を円滑にしていこうといふことを考へざるを得ない、こういうことに立ち至りました結果といひましては、ある一定の期間休む者に対しては、やむなく当局としてその就業が當てにできないものとしてその処置をとらざるを得なくなつたのでございまして。その就業の當てにで

きない人をどこで線を引くか、こういうことがその次の問題だと、こう思ふわけでありまして。その線を今田畑委員の仰せられましたとくに十五日といふ線に大体置いてきたわけとございまして。十五日の線でございます。結局病氣の場合なんかにおきましては、今、田畑委員の仰せられるごとく、気の毒な人も出て参ります。そこで当局といたしましては、そういうふうな人に対しては健康保険の關係から療養給付ができるようなふうな措置をいたしまして、当局に働いてはもらはれませんけれども、療養給付には差しつかえないようなふうに当局の就業リストから除かない、こういうような方法をとつて行く、こういうふうにしてきておるのが現状でございまして。この点につきましては私は当局の予算の執行の状況も考へなければならぬ、将来の事務の量のことも考へなければならぬ、そういうような点等を考へまして、そしてそれからまた一般の社会からこの軍人恩給の事務処理に對して要望されておるところの度合いといふようなものも考へまして、私は処理していくべきものだと思つております。御承知の通り、昨年の八月といひますか、六月といひますか、あのころには私も席のあたたまる間もなくあつちこちから引っぱり出されて、早くやれ、早くやれ、早くやれといふことで、もうせき立てられてばかりいたのでございしました。しかし幸いにしてほとんど大半の事務は処理して参つております。そういうようなことを考へますといふと、すなわち今までは非常に急速に処理を要望されておつたのがだんだん變つてきておりますといふやういふ社

会情勢も私たちは考えて今後処理していかねばならない、こういうことは十分田畑委員もやはりお考えであらうと思うのでありますが、私も考えておるところでございまして、先般この点につきましては総務課長、次長から組合の諸君と話し合いをいたしました際に、傷病療養中の者につきましては酷にわたらないように適当な処置をしよう、こういうようなことを話し合っておる次第でございます。

○千葉信君 議事進行と関連質問。

○委員長(新谷實三郎君) 田畑君、いいですか。

○田畑金光君 いいです。

○千葉信君 局長には大へん恐縮だけれども、もう少し要点をつかまえて簡略に答弁していただかないと、かなり時間がかかるようでございますから、この点、一つ委員長の方からも御注意願いたいと思います。これは議事進行についてであります。

次に関連質問に入りますが、田畑委員の質問が一段落つきましたあとで、私は系統立つて御質問申し上げたいと考えておりますが、しかし、今局長の答弁を聞いておまして、どうしてもこの機会にお尋ねをしておきたいことは、今、局長の答弁では、非常に恩給業務は迅速を要する仕事であるばかりでなく、大へん重要な業務だと、そして、また業務もかなり熟練度を要する仕事であるが、しかし、流れ作業で事務を処理するように簡素化し、分業化してやっておると、こういう答弁でございまして、そうしますと、大体がやり方によってかなり分業化されて簡素化されているとはいいますが、事務そのものは非常に重要な業務だと思

うのです。この点は、今の答弁からもしっかり結論が出てくると思う。御承知のように、政府の雇用できる公務員というのは、はつきりと国家公務員法によつて、一般職と特別職に分けられております。そして、それ以外の勤務者を置いて給手を支拂つてはならないということも、これまで公務員法で明らかでございます。

今問題になっております非常勤職員と通例呼ばれておりますが、これらの非常勤職員は定員法に基く第一の二カ月以内の雇用期間を定めて使用する公務員で、さもないければ国家公務員法の第六十条に基く臨時任用で、そのいづれかの範疇に入るわけで、結局、これは臨時職の職員ということになっているわけであります。従つて、これらの臨時職の職員を役務する業務というものは非常に簡素で、しかも非常に簡単な労働、もしくは、まあ頭脳を使う仕事といひましても非常に簡単な仕事である場合、しかも、それがきわめて臨時的な仕事の場合に初めて使用するものができるといふことになっているはずなんです。そういう点からいいますと、かなり恩給局では、少くともこの条件については、かなり無理をしたかつこうで臨時職を雇ひ上げて使つておると、こういう結論になると思うのですが、これは私の質問の前提としてお尋ねをしておりますが、その点については局長はどういう御見解ですか。

○政府委員(三橋則雄君) ちょっともう少し具体的に御質問願ひませんか、条件について非常に無理をしているという御質問でございしますが、どういふ……いまだ少し御質問を伺いたい

と思ひますが、大へん恐縮でございます。

○千葉信君 簡単に言つて、成規の手続を経て、はつきり常用する国家公務員といふやつで、その事務量を勘案して定員化すべき筋合いの仕事であり、公務員であるはずのものを定員法に縛られておる関係から、事務量は一方では非常に多いので、そのために臨時者を使用している。その臨時者を使用している使用の条件、たとえば給手とか、あるいはその他の雇用条件等において非常に無理をしているからこの問題が発生しているといふことは言えると思うのです。ですから、そういう意味では私は当然今のうちに、たとえば、今回恩給法の一部改正案が提出された。恩給局の業務といふものが非常に簡単に消えてなくなるような臨時職のものではない。そういう状態に対応するのには、一方では定員法に縛られていて、しかも、その定員の増加を当然要求しなければならぬ。それも要求しているかどうかはわかりませんが、その手続も踏まないかどうか、その問題はそのままに置いて、今のような無理な雇用の仕方をとっている。しかし一方では、本来そういうふうな臨時職の職員でもって毎日々々雇ひ上げるようなそういう職員で担当すべき筋合いでない仕事をやらせるといふ結果になつてきている。そういう点について恩給局長の見解を伺いたい。

○政府委員(三橋則雄君) それは今千葉委員の御意見のような見解も私は立つと思ひますが、私は必ずしもそうとは考へておりません。私たちは、最初に今千葉委員の言われたようなある程度本定員を要求をしたのです。本職員

を要求しました場合におきましては、今のような事務のやり方はこれはやれないと思ひます。結果といたしましては、大蔵省の予算のいろいろな都合からいたしまして、それから臨時的な仕事であるといふようなことからいたしまして、やむなく臨時の職員を、学生アルバイトの職員を雇ひような方法を考へる、こういうようなことから考へまして、結果といたしましては事務のやり方を考へることでございまして、今の事務のやり方でもって、そして、本職員でやるということとは、これは疑問であると思ひます。しかし私としては、今千葉委員の仰せられまして、今、本定員でできればそれは結構なことと思つております。

○田畑金光君 さらに質問を二、三継続したいと思ひますが、先ほどの恩給局長の御答弁で当局の考へ方はよくわかるのであります。恩給業務が一日の停滯も許さない。そういう気持で局長以下国民の要望にこたえるために努力をされておる平素の精勵に対しては敬意を表するわけでありますが、同時に私は、そういう気持が一人名をこえる全職員に持つてなければならぬと考へております。恩給局の今日の職員を見ますと、今お話にもありました

が、定員の職員が二百二十二名、常勤職員が三十名、臨時職員が九百九十四名と、ほとんど臨時職員によつて占められておる。従つて、今日の恩給局の業務は、臨時職員の協力、精勵を抜きにしては考へられないわけでありまして、こういうことを考へて参りましたときに、やはり国民の要請にこたえるために、これらの職員が喜んで職責を全うし得るそういう環境を作られる

ことが大事な問題ではないかと考へるわけでありまして、そういうことを見ましたときに、いわゆるゴールデン・ウィークの有給休暇の問題であります。が、先ほど局長が法令の範囲において仕事をやっていく、あるいは予算化された予算の範囲内で仕事をやっていく、このことはよくわかるのであります。が、しかし、この問題の取扱ひ方について、私たちの調査したところによりましますと、すでに全農林とか全司法、厚生省引揚護局等他の官庁においては、このゴールデン・ウィークの給与支払いの問題について、それぞれ弾力性のある態度をとっているわけでありまして、私は恩給局のように、ああいう繁雑なところで仕事をやっている職員が、他の官庁等より劣った状況の中に働くといふことが、当然この意欲においても欠けるところが出てくる、こう見るわけであります。この点に關しまして、一つやはりこの点は要するに弾力性を持たせて善処すべきであると私は考へます。この点どうお考へになられるか。

それと、もう一つ私は、今後の交渉のあり方としては、先ほどの答弁に關連いたしますが、なるほど次長や課長に一切の交渉権を委任されたにいたしましても、今までの私は経過を聞いておりますと、やはり局長が出なければこゝろいふ重大な段階にきまると仕事はできんところ考へております。遺憾ながら、先ほどお話にもありました

の問題の解決に當つてもうらうべきだと考えますが、この点もあわせて一つ心境を語つて御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 事態の解決につきましては、私は責任を持つて當るといふことは當然でありまして、當る覚悟であります。当ります。先ほどお話がありましたように、ほかの役所でもつて出しておるところで恩給局でも何か考えたらいじやないかと、こういうふうなお話でありましたが、これにつきましては、たとえば期末手当の問題であります、期末手当の問題につきましては、恩給局は私たちと同じように昨年も出してあります。しかし、昨年はほかの役所は出しておりません。私たちは出すべくいろいろ、法制といふと、出すような理由をちゃんと考え、それから大蔵省にもちゃんと予算的な措置を講じてきつたとしてやつた、正々堂々とやつたわけです。今度の恩給の問題につきましては、私は今のところは、大へんここで田畑委員の意に沿わないかと思ひますが、どうしても恩給を出すというところは困難ではないかと思つております。ゴールデン・ウィークの日に超過勤務をしなかつた人はいわゆるやみとして超過勤務の形でもつて金を出すというふうなことを私はこの席上で言明することは困難だと思ひます。

その他の点につきましては、いろいろと組合側の話におきましては、もちろん今田畑委員が仰せられますがごとくに、誠意を持って交渉することにやぶさかではございません。

○田畑金光君 こういふ公式の席上ではありませんから、ゴールデン・ウィー

クについて出すべきというふうなことは、これはデリケートな問題だと思ひますので、この点はこれ以上追及することはやめにいたしますが、私は一つ、他の官庁において事実上向きか、あるいは弾力性のある解釈によつて処置したかは別にいたしまして、他の官庁における事例等もよく考慮せられて善処願ひたいと思ひます。

さらに質問を若干続けたいと思ひますが、今日六十万円に上る常勤的非常勤職員の問題は人事行政上大きな問題であつて、この問題は政府としてもすみやかに妥協的な措置を講じなければならぬと思つております。しかし、遺憾ながら人事院当局も今日まで微温的な態度でこれに対処してきたことは遺憾であります。ただこの際恩給局長、当局に考へてもらいたいことは、昭和二十九年の四月三日全建設省労働組合から人事院總裁あてに非常勤職員の勤務条件に関する行政措置の要求がなされておるわけでありまして、同時にまた昭和二十九年の九月二十四日、全建設省労働組合より同様の行政措置の要求が人事院總裁あてに提出されております。これに對しまして本年の二月十二日に判定が下されておりますが、それによりまして、すなわち、常勤的非常勤職員の方は勤務条件も仕事の内容も全く定員内職員と同様であつて差別することはできない、だから定員内職員とするのが一番いいのだが、それが法律的に困難な問題であるので、さしたる常勤労働者にすべきである、こういう趣旨の判定がおりておるわけでありまして、今日の恩給局に勤めておる職員を見ましても、当然同様な判定が下されるものと私たちは

推測するわけでありまして、今恩給局の職員と当局との間に起きておる紛議の問題も、人事院總裁の判定を待つまでもなく、今日まで二度下された判定の前後にかんがみて、今回の交渉については組合側の要求も入るべきは入れて善処をなされるのがしかるべきである、こう考へるのではありませんが、この点に關しまして恩給局長の所信を承つておきたいと思ひておきます。ことに具體的な内容等に関しましては、先ほど十五日の欠勤によつて今まで解雇されたというこの問題については、一応ある程度の漸進策がとられておるという御説明がありましたので、この点は組合側の要求によつて健康保険の適用、あるいは失業保険の適用というふうな措置に出るのではありません、むしろ組合側の要求をされる前に善処してしかるべき問題ではないかと、こう考へるわけでありまして、たとえば日給を三百円に上げてくれ、こういう要求が出ておるわけです。本年の恩給局の予算を見ますと、予算定員は、常勤職員が百五名、臨時恩給事務補佐員の給与として七百九十名、予算単価三百円、こういう工合に編成が組まれておるわけでありまして、この日給等の問題について、低くも他官庁の臨時職員に比較しますと、低くも見受けるわけでありまして、さういふ点についてどうも少し當局としては努力をなさるべきではないかと考へますが、御所信を承つておきます。

○政府委員(三橋則雄君) 常勤的な措置をするかどうかというところが第一の御質問であり、その次は日給三百円に對しますところの問題についての御

質問であります、常勤的な措置をするかどうかの御質問につきましては、田畑委員から申されましたごとくに、二月二十六日に組合側から人事院にも提訴されております。従つて私たちもいろいろと検討はいたしてありますが、全面的に今田畑委員の仰せられますようなふうにするということにはちよつとこでいたしかねると思ひますが、すでに大蔵省との予算折衝におきましては、若干名の常勤的職員の増員の措置は講じてあります、来年度の予算が通りました暁におきましては、

それから給与の日給の問題でございますが、日給三百円の問題でございます、ところが、実は去年までは、たとえば厚生省の援護局でございまして、そこに働いておる職員の日給に比較いたしたては恩給局の方は高いといふふうに言われるくらいにできるだけの措置はいたしておつたつもりであります。現在におきまして私どもの方で考へておるものは、どうしてもこの問題を考へますときには一般政府職員との均衡も考へなければならぬと思ひます、法律的にも予算の許す範囲内におきまして、政府職員との均衡を考へつととりきめよう、こういう工合に考へておるのであります。さういふことを考へますといふと、今高等学校を出た職員に對しましては、二百六十五円を払つておるのでございまして、もちろんそれは先ほど千葉委員のおおせられまうと、重要な仕事もしておるわけでございますが、中には封筒書き等の簡易な仕事をしておる職員もあ

ります。この点に關しては職階制の給与は厳格には行われておりません

ので、さういふ仕事の幅のことを考慮いたしまして、一日二百六十五円を高等学校を出た職員には払つておるのでございまして、さういたしますといふと、本職員の場合とのつり合ひを考へますと、日給三百円にしますといふことは、今のところ事務的なことな困難ではないかといふふうな考へを持ておるわけでございますが、もちろん田畑委員のおおせられますように、できるだけ給与をよくするように、できるだけ給与をよくするように、常に考慮をめぐらして努力しろ、こういう御指摘でございます、ならば、これは全く私も同感でございます、その点については私も常に心を配ることにやぶさかではございませんが、具體的な問題といたしましては今すぐといふことにはなりません、やはりなかなか慎重な考慮を要することと考へる次第でございます。

○田畑金光君 私はここで三百円と數字をあげましたが、例示したのであります、この額をここで明確に認めろとか認めるなといふような問題は取り上げておりません。この問題については、誠意をもつて職員組合との話し合ひにおいて、善処を願ひたいと要請するわけでありまして、ただ私が強く局長に考へていただきたいことは、先ほども申し上げましたように、現在の恩給局の職員の構成は、ほとんど非常勤的職員が主たる構成になつておるのでございまして、しかも勤務年限が平均一年二カ月にわたつておる。最低六カ月、最高四年、先ほど千葉君からも指摘されましたように、いわゆる国家公務員法の第六十条の臨時的任用とは趣きを異にしてゐる、こう見るわけであり

ます。従ひまして私はこれらの職員はで

七

き得る限り常勤労働者として取り扱われるように措置されてしかるべきだと考えるわけでありますが、もちろん雇用の形態とかあるいは労働契約等を考えましたときに、一回に常勤労働者に全部を引き上げるといふようなことができない点もまたあるように見受けられます。しかし他官庁のこれらの非常勤的職員の取扱いは見ましたときに、どうも恩給局の場合は、不利益な措置が続けられておるように見受けられるわけでありまして、一つこの点は十分当局といたしましては善処をなされて、本委員会等でも、従来の取扱よりもさらに前進した待遇あるいは身分の保障、雇用条件等の引き上げをぜひできるように要請したいと考えますが、この点について繰り返して局長の説明を求めたいと思います。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御要請に對しまして、具体的に私からはつきりとどうということはおししかねますが、さような要請のありましたことは、とくと私腹裡に入れておきまして、そうして今後の施策の十分な参考にしたしたいと思っております。

○田畑金光君 時間も長きにわたりましたので、この辺で私の質問を終えたいと思ひますが、最後に局長に申し上げておきたいことは、当初私が申し上げたように、局長の説明のみで私たちは公正な判断が下せるとは考えておりません。もし恩給局における今日の紛議の状況が、なお今後とも継続するようでありましたならば、適当な機会に私たちは同時に職員組合の代表者の諸君も呼んで、参考人として意見を聴取し、公正な判断を下したいと考えております。ただ御承知のように今国会

にも恩給法の一部改正法案が出ておられて、ますます恩給業務が多忙をきわめておる。しかも恩給業務は一日も早く処理し、裁決を下さなければならぬ対象の仕事のみであります。こういうことを考えたときに、恩給局に現在の紛議の状況が続いておるといふことは、まことに遺憾であり、内閣委員会といたしまして、看過できないわけでありまして、でありますから、今までのような当局の態度ではなくて、なるほど局長や次長その他総務課長の公職の忙がしいこともわかりますが、夜間でも十分時間を見て、職員組合と誠意ある折衝を重ねられて、少くとも他官庁並みの取扱いは恩給局職員にも与えられるように私は強く要望申し上げまして、私の質問を終ります。

○千葉信君 今田畑委員の方から、主として有給休暇の問題を中心にしていろいろと質問がありました。私も大体この問題については、なるべく早期に解決しなければならぬという考えを持っておりませんが、しかし私の見るところでは、問題はもっと深いところ、伏在していると思ひます。御承知のように今恩給に関する業務は、たとえば今回提案された恩給に関する一部改正法律案に待つまでもなく、相当今後長期にわたって、恩給局における業務はますます増大を予想されるし、しかも時期的にも簡単に打ち切れるような業務ではないと思ひます。

しかもさういふ情勢にあるのに、今田畑君の方からも数字をあげられましたように、一般の常勤職員の場合には二百二十二名で、臨時職員の職員は九百九十五名という、さういふ状態で事務が運行されておる、これは少くとも恩給

を通ずる国民に対するサービスに對して、政府が冷淡だといふ証拠にもなるだろうと思ひます。しかも職員に対する雇用の条件等におきましては、ただいま問題になっている休日給の問題を除いても、たとえば退職金に関する問題等もあると思ひます。退職金が少くとも普通の場合の公務員並み、もしくはまた他官庁における臨時職員の職員と同様な最低保障などは全然与えられておらない。それからまた昇給の問題についても、さつきも田畑君の方から話がありました。今までの状態では、到底このままでは、職員に對して職務の態度を上げてもらうことを期待することは困難だと思ひようなり方がとられておる。

実は私は、これは議事の運行に關連して参りますが、大体今日の委員会においては、連絡が非常に時期が迫つてから行われた關係上、非常に出席率が当委員会は今日は悪いのです。それからもう一つは、先ほど堀、木下委員の方からも言われたように、さういふ連絡が非常に早急だったために、一つ次の機会にも、もう一回この問題について内閣委員会を開くことにしてもらいたい。

それから私も同意見ですが、今紛争が続いておりますから、参考人を呼ぶことにしてもらいたい。さうしてどうせ来週の火曜日が定例日に當つておりますから、そのときにさういふ措置をとつてもらつて、きようは土曜日ですからこれくらいで切り上げることにしては……。

○上林忠次君 一言だけ。今の紛争の問題とはかけ離れますが……。

○千葉信君 その今のやつを委員長に一つ諮つてもらつてから……。

○委員長(新谷實三郎君) 今の千葉委員の御提案はいずれ火曜日に委員長理事の打合せを開きまして協議の上決定したいと思ひます。火曜日はすでに大休日程もきめておりますから、火曜日の委員会にこの問題をさらに引續いてやることは困難だと思ひのであります。いずれ委員長理事打合せで決定したいと思ひます。

○千葉信君 火曜日に困難というの……。

○委員長(新谷實三郎君) 時間的にです。これはこの前も、きのうも流れましたが、提案理由の説明を聞いていないのが相当ありますし、それから審議の予定をしておつて待たしてある法律案もありますから、これはいずれ委員長理事打合せで御相談の上でどういふふうに扱つて、いつこれをさらに調査するかということを含めたいと思ひます。

○千葉信君 大体あまり問題のないときには今委員長のおっしゃる通りに、委員長理事打合せで御決定願ふことに異議はないのですが、しかし本来委員長理事打合せというものは成規のものではない、大体各派の代表が集まつて話し合ひをするという程度の機関ですから、そこで委員長のおっしゃるような強大な権限の場合によつては免罪するような運営は御考慮願ひたい。

それからもう一つは、御存じの通りこの委員会で付託になっております法案というものは、国家公務員給与法の一部を改正する法律案、これは地域給の問題、それからもう一つは建設省設置法の一部を改正する法律案、これだ

けがこの委員会に付託になっておる案件です。あとは付託になっておつても予備審議の段階ですから、私はその法律案の關係等からみしても、その提案理由の説明を聞く案件がかりに二、三あるとしても、委員会の日程がそんなに詰まつておるといふことは考えられない。ですからさういふ意味で委員長の方でどうしても委員長理事打合せの方でできめたいということであれば御一任申し上げますが、問題はまだ紛争を續けておる問題ですから、ぜひ一つ火曜日の定例日に今申し上げたような参考人を呼ぶことを含んでおきめ願ひたい。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をとめて。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を起して。

○上林忠次君 一つお聞きしたいのですが、当面の紛争の問題と少し遠ざかるかもしれませんが、大体各省とも定員の増加がむずかしいので、臨時職を使つてゐる。それを大蔵省は見えて見ぬような格好でやつてゐる。定員の増加は当然必要なところを増さないからさういふような臨時職員を使うのだというふうなことが各省とも多いのです。が、先ほどの話を聞いてみますと、恩給局の方は特にひどい。レギュラーのメンバーが二百数十人、そのほかに大きな仕事、大部分の仕事をするのが臨時職で九百何十人ということになっておりますが、にわかな仕事ではんの短期間に済む仕事なら臨時職を使う理由もありませんが、この恩給局の膨大になつた仕事がいままで續くのか。将来

来年、再来年になってですが、どの程度のレギュラーの人間がどうしても必要だという計画もありまして、現在臨時職の人を使い方とは違ひ使用の方をする。レギュラーの人間ならもう少し使用の方を要するといふような先ほど話を聞きましたが、そういうような観点からいいますと、この新しい仕事の将来持続する部分を考えてあわせて、レギュラーはどのくらいにしたいかというところ、この根本的な問題ですが、そういうような構想もあるだろうと思つて考へない、この紛争の問題も解決がでないと考へておるのでありますが、どういふ工合にお考えになっておられますか。

○政府委員(三橋則雄君) 大休旧軍人恩給の裁定の事務につきましては現在のところ裁定事務は九割三分ほど済んでしまつておるわけですが、それけれども若干のものが残つております。あとは単なる記録といふか、帳簿の整理しか残つていない。従つてたとえは保険会社でいいますと、臨時に人を雇つてやるような仕事になりまして、今後はそのような仕事に切りかえて行くといふ、こういうようなことになるわけでございます。それから今度かりに法案が通過いたしますと、この事務も増額改訂というものでございす。裁定そのもの、すなわち恩給を給する、給しないといふことではなく、金額だけを切りかえるといふこととございすから、民間でやつておるところの例を考へましても、単なる臨時的な仕事、こういうふうな考へておるわけでありす。今のところは九百数十人余りを来年度の予算において大蔵省が

認めておりまして、これを本職員にした場合に何人要るか、こういう問題でございす。従来からの大蔵省と私たちのいろいろな考へ方からいまして、軽度の事務につきましては本職員を使いまして、級別が非常に低い者を使わざるを得ないわけですが、そうして臨時的の仕事である、大休におきまして臨時職員でやる、こういうようなことが今までの方針でございす。具体的に本職員にしたら何人使ふかといふことについては、計数は今はつきりしたものを持つておりません。軍人恩給を廃止しますときには、実は大部分本職員を使う計画で大蔵省と折衝いたしましたけれども、これも二、三年の間には片づく仕事じゃないかといふことで、今のような体制の計画に切りかへまして八十人だけの本職員の増員をそのときにしたのであります。

○上林忠次君 現在大蔵省と、三十年度の予算で増員といふのは、どの程度考へておられるのですか。

それからもう一言待遇の点ですが、普通の同じような経歴の人の初任給に比べて、どういふ工合の計算になつておるのか。また保険とか共済の方ですが、そういうふうな福利施設、その方はどういふ工合に一般の職員と比べて処置がされておるか。給料の点と福利施設の点、そういうようなこともまたお考へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(三橋則雄君) 今の御質問に對しましては、お許しを得ますれば、表にいたしましてお手元に差し上げるようにしてよろしくございすか。お願いいたします。

○松原一彦君 恩給局の仕事は、そんなに私はたくさん人手が要するとは思いませんが、私どもの記憶しておるところで、ベース・アップのあるたびごとに、恩給局はあつて臨時を入れては処理している。それは六回あつた。たびたび、こうインフレによつてベース・アップする、ベース・アップするたびごとに、臨時の人を入れる。ところが、八、九年の間にベース・アップが六回あつてみると、はやこれが一つの業務のようになってしまふ。軍人恩給もこれで片づくはずで、九割三分で片づくはずが、また、もう一つベース・アップして、新たに人をふやすとか、もつと制度的に広げて行くとかいふことも起つてくる。だから恩給局の仕事は、どうも予測のできないのがほんとはないか。いずれにしましても、名称は変つても、この退職年金制度といふものに対しては今後、さつき千葉さんも田畑さんも言われたように、縮小する見込みはないように私も思ひますから、これを機会に、一つ機構の正しい要求を調べることを私は希望したいと思ひます。そして、われわれもこれを認め、そして、こういうふうな四年も臨時に非常勤が續くなんというふうな非常識なことのないように願ひたいと思ひます。どうですか、恩給局の方も御努力願ひたいと思ひます。われわれも応援します。

○委員長(新谷實三郎君) ほかにありませんか。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をとめて。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をつけ。

次回は、六月七日午前十時から開会することとして、本日はこれにて散会します。

午後零時三十分散会

六月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第四号第十六号中「及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等」を削り、同条第十六号の二中「若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡」を「又は引渡」に改め、同条第十六号の三中「若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡」を「又は引渡」に改める。

第七号第九号を次のように改める。

九 賠償及び国際協力に関する事務を総括すること。

第二十三号第二項の表の位置の欄中「神戸市」を「尼崎市」に改める。

第五十四号第二項中「米価審議会」を「前各号に規定するものの外、米

価審議会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 米価審議会は、委員二十五人以上で組織する。

3 専門の事項を調査するため必要があるときは、米価審議会に専門委員を置くことができる。

4 委員及び専門委員は、米価審議会の所掌事務に關し學識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

第五十九号中「第四号第一号から第十六号の三まで」を「第四号第一号から第十五号の二まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に米価審議会の委員又は専門委員である者は、改正後の農林省設置法第五十四号第四項の規定により任命されたものとする。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「第四号第一号から第十六号まで」を「第四号第一号から第十五号の二まで、第十六号の五」に改める。

六月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自衛隊法の一部を改正する法律案

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案

一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、国防会議の構成等に関する法律案

一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「管区隊」の下に「混成団」を加え、同条に次の一項を加える。

4 混成団は、混成団本部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

第十二條の次に次の一條を加える。（混成団長）

第十二條の二 混成団の長は、混成団長とする。

2 混成団長は、方面總監の指揮監督を受け、混成団の職務を統括する。

第十三條中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に、「及び管区總監部」を「管区總監部及び混成団本部」に改める。

第十四條中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に改める。

第二十條第一項中「航空教育隊を」を「航空団」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 航空団は、航空団司令部及び飛行群その他の直轄部隊から成る。

第二十條の次に次の二條を加える。

2 航空団司令は、長官の指揮監督を受け、航空団の職務を統括する。

（部隊の長）

第二十條の三 航空団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の職務を統括する。

第二十一條を次のように改める。（航空団の名称等）

第二十一條 航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

2 特別の事由によつて航空団及び航空団司令部を増置し、若しくは廃止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

航空団司令部の名称及び所在地を變更する必要がある場合には、

第二十八條中「管区總監」の下に「混成団長」を加える。

第二十九條第三項中「方面總監又は管区總監」を「管区總監又は混成団長」に改める。

第三十六條の見出しを「（陸士長等、海士長等及び空士長等の任用期間並びにその延長）」に改め、同条第一項を次のように改める。

陸士長、一等陸士、二等陸士及び三等陸士（以下「陸士長等」といふ。）は二年を、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士（以下「海士長等」といふ。）並びに空士長、一等空士、二等空士及び三等空士（以下「空士長等」といふ。）は三年を任用期間として任用されるものとする。

ただし、長官の定める特殊の技術を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用されることが出来る。

第三十六條第二項中「陸士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を、「陸曹候補者」の下に「海曹候補者又は空曹候補者」を加え、同条第三項中「三等陸曹」の下に「三等海曹又は三等空曹」を、「陸曹候補者」の下に「海曹候補者又は空曹候補者」を加え、同条第四項及び第五項中「陸士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を、「当該陸士長等」の下に「当該海士長等又は空士長等」を加える。

第四十條中「陸士長等」の下に「海士長等又は空士長等」を加える。

第四十五條第一項中「陸士長等」の下に「海士長等及び空士長等」を加える。

別表第一中「及び管区隊」を「管区隊及び混成団」に、「及び管区總監部」を「管区總監部及び混成団本部」に、「北部方面隊」を「北部方面隊」に、「西部方面隊」を「西部方面隊」に改める。

別表第二の次に別表第三として次のように加える。

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

別表第三

僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行ふ。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（旧軍人又は旧軍人軍人の遺族に給する扶助料の年額の特例）  
第十六条の二 附則第十條に規定する旧軍人又は旧軍人軍人の遺族のうち附則別表第二の二上欄に掲げる扶助料を受ける者で、当該扶助料の年額（恩給法第七十五條第二項に規定する加給の年額を除く。以下本項において同じ。）が同表下欄に掲げる額に達しないものについては、昭和三十年十月分以降同表下欄に掲げる額をもつてその扶助料の年額とする。

2 前項の場合において、昭和三十年九月三十日現在に扶助料を受ける者については、裁定庁が受給者の請求を待たずに当該扶助料の年額を改定する。

附則第三十五條の二の次に次の一条を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給付の特例）  
第三十五條の三 公務員（公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ。）の死亡につき戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第

号）附則第十項の規定により弔慰金を受ける者がある場合においては、当該公務員が普通恩給に付いての最短恩給年限に達しているときは、昭和二十八年四月分以降その公務員の遺族が受ける扶助料の年額を恩給法第七十五條第一項第一

附則別表第二の二

### 上

恩給法第七十五條第一項第一号の金額に二十四割を乗じて年額を計算した扶助料

恩給法第七十五條第一項第一号の金額に二十四・五割を乗じて年額を計算した扶助料

恩給法第七十五條第一項第一号の金額に二十六・五割を乗じて年額を計算した扶助料

恩給法第七十五條第一項第一号の金額に二十八割を乗じて年額を計算した扶助料

恩給法第七十五條第一項第一号の金額に二十八・三九七割を乗じて年額を計算した扶助料

恩給法第七十五條第一項第一号の金額に二十八・四割を乗じて年額を計算した扶助料

恩給法第七十五條第一項第一号の金額に二十九・九割を乗じて年額を計算した扶助料

附則

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第二項及び附則第三項の規定は、昭和二十九年七月一日から適用する。

二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する年額に改定するものとし、当該公務員が普通恩給に付いての最短恩給年限に達していないときは、当該公務員が普通恩給に付いての最短恩給年限に達しているものとみなし、その公務員の遺族に対し、昭和二十八年四月から恩給法第七十五條第一項第二号に規定する場合の扶助料の年額に相当する金額の扶助料を給するものとする。

2 附則第二十三條第四項の規定は、前項の場合に準用する。

附則別表第二の次に附則別表第二の二として次のように加える。

### 下

二八、五三〇

二八、四〇〇

二八、二六五

二一、三九七

二一、三二八

二一、二二五

（警察職員に関する恩給の特例）

2 次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に掲げる場合に該当したときは、これらの者が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。以下「新法」という。）の施行の日から

起算して政令で定める期間内に退職した場合に限り、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第五十二條第一項の規定の適用については、これらの者は、同法第十九條に規定する公務員（以下「公務員」という。）として退職し、その退職の当日他の公務員に就職したものとみなす。

一 新法の施行の際改正前の警察法（昭和二十二年法律第九十六号。以下「旧法」という。）附則第七條（旧法第五十三條において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けていた者 引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

二 新法の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた者 引き続き新法附則第二十八項に規定する市警察の新法第七十七條第一項各号に掲げる職員となり、更に当該市警察が廃止される際引き続き公務員たる警察職員又は当該市を包括する府県の新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合

三 新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員 引き続き公務員たる警察職員となつた場合

3 旧法の施行の際警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員で都道府県の退職料に関する条例の規定の適用を受けるものが、引き続き自

自治体警察の新法附則第二十四項各号に掲げる職員となり、その際その条例の規定による退職給付を受けず、更に引き続き公務員たる警察職員又は新法第七十七條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、新法附則第二十四項の規定の適用については、同項中「その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間」とあるのは、「その者が警視庁又は道府県警察部に勤務する吏員として引き続き在職した期間及び自治体警察の職員として引き続き在職した期間」と読み替へるものとする。

（題意）  
第一条 この法律は、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十三條の規定に基づき、国防会議の構成その他国防会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）  
第二条 国防会議は、議長及び第四條第一項各号に掲げる職員で組織する。

（議長）  
第三条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。  
2 議長は、会務を総理する。  
3 議長に事故があるときは、次条第一項第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。

（議員）  
第四条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣

二 外務大臣

三 大蔵大臣

四 防衛庁長官

五 経済企画庁長官

六 意見の高い連達の者のうちから、内閣が両議院の同意を得て任命する者五人以内

2 前項第六号に掲げる者である議員（以下「国務大臣以外の議員」という。）がいない場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、その任命について両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、両議院の同意を得ないで、意見の高い連達の者のうちから、国務大臣以外の議員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初に召集される国会で、当該議員の任命について、両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

（任期）  
第五条 国務大臣以外の議員の任期は、三年とする。

2 国務大臣以外の議員は、再任されることのできる。

（罷免）

第六条 内閣は、国務大臣以外の議員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は国務大臣以外の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行

があることを認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（服務）

第七条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に關して知ることのできた秘密を他にもらしてはならない。

（関係国務大臣等の出席）

第八条 議長は、必要があると認めるときは、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（議事）

第九条 国防会議の議事に關し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

（国防会議事務局）

第十条 内閣総理大臣官房に国防会議事務局を置き、国防会議の事務を処理させる。

（主任の大臣）

第十一条 国防会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（委任規定）

第十二条 この法律に定めるもののほか、国防會議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 国防會議の議員

第九条の見出し中「日本學術會議會員等」を「国防會議の議員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本學術會議會員等」を「国防會議の議員等」に改める。

第十四条第一項第二号中「日本學術會議會員等」を「国防會議の議員等」に改める。

3 總理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第六号第一項中第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 国防會議の事務を処理すること。

4 經濟審議院設置法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第

四号）の施行の日の前日までは、第四号第一項第五号中「經濟企画庁長官」とあるのは、「經濟審議院長官」と読み替へるものとする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案  
大蔵省設置法の一部を改正する法律

第十條第十一号中「並びに輸出入の規制」を削る。

第十三條第五号中「管理すること。」を「管理し、及び金の輸出入を規制すること。」に改める。

第二十三條各号列記以外の部分中「第十條第十一号」を削る。

第二十三條第二号中「及び貴金屬」を削る。

第二十四條の表中東京税関及び横浜税関の項を次のように改める。

|      |     |      |     |     |     |     |
|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 東京税関 | 東京都 | 東京都  | 埼玉県 | 群馬県 | 山梨県 | 新潟県 |
| 横浜税関 | 横浜市 | 神奈川県 | 茨城県 | 栃木県 | 千葉県 | 福   |

第二十五條第二項中「東京税関及び」を削る。

附 則

この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。